

公 募 要 領

経済産業省本省庁舎において
飲料等自動販売機を設置し、管理・運営業務を行う者の公募

経済産業省大臣官房会計課厚生企画室

令和5年10月

1. 概要

(1) 経済産業省本省庁舎において職員の福利厚生及び来庁者等の利便性に資するため、行政財産の使用許可を受けて有償により飲料等自動販売機を設置し、管理・運営業務を行う者(以下「事業者」という。)について、以下に記載する諸条件に従い募集する。

(2) 募集者数 2者

(3) 設置台数 5台(1者)及び1台(1者) 全6台

(4) 設置施設の名称及び所在地

経済産業省本省庁舎 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

(5) 設置時期

令和6年4月 詳細は採択事業者と調整の上決定する

(6) 事業者の選定方法

経済産業省(以下「当省」という。)において、別に定める選定方法により総合的に審査し事業者を選定する。

2. 業務に係る条件

以下、「2.」及び「3.」に営業に関する諸条件を示すので理解の上応募し、遵守すること。

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。(使用許可条件は「資料1」参照)

(2) 募集者数、設置機種・台数及び設置場所(資料2参照)

① 募集者数 2者

② 設置機種及び台数

飲料等自動販売機 全6台

イ. 缶・ペットボトル式 5台…1者

ロ. カップ式 1台…1者

※支払についてはキャッシュレス決済対応とすること。

③ 設置場所

イ. 缶・ペットボトル式 経済産業省 本館2・11・17階 別館・10階

ロ. カップ式 経済産業省 本館B1階厚生棟Bホール内

(3) 環境等への配慮

地球温暖化対策等を踏まえ、設置機種は省エネタイプのものとする。

グリーン購入法における環境物品等の調達基本方針の基準に適合していること。

(資料3参照)

(4) 使用許可期間

イ. 缶・ペットボトル式…令和6年4月1日～令和9年3月31日

ロ. カップ式…令和6年4月1日～令和7年3月31日

(5) 事業者の負担する費用等

① 国有財産使用料(1㎡あたり年額51,600円(令和5年度単価、消費税抜き))

注1: 上記単価は令和5年度のものであり、令和6年度以降は毎年変更する

注2: 国有財産使用料については、

○事業者が提案した使用料が、当省が算定する使用料を上回った場合は事業者が提案した使用料とする。

○事業者が提案した使用料が、当省が算定する使用料を下回った場合は当省が算定した使用料とする。

○次年度以降、提案額が年度毎に当省の算定する使用料を下回った場合は、当省の算定する使用料とする。

② 飲料等自動販売機設置に係る電力・通信配線工事費

③ 業務に必要な光熱水料及び電力・通信費

④ 施設の維持、補修経費

⑤ その他飲料等自動販売機の業務に要する一切の費用

(6) 使用上の制限

① 営業時間

原則として、24時間使用可能とすること。

② 事業者は、行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等をする事はできない。

③ 飲料等自動販売機に隣接した場所に販売した商品から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のゴミ箱を設置し、その回収・処分を行う。ゴミ箱の設置は、床の使用面積に応じ使用料を徴収する。

④ 商品の補充、メンテナンス、ゴミ箱の廃棄物の回収については、原則、毎日行い売り切れを極力減らすこと。

⑤ 当省担当者(以下「担当者」という。)からイベント等の対応で商品の補充を頻繁に行うよう指示する際は、適宜協力すること。

⑥ 飲料等自動販売機・商品と廃棄物の搬出入及びその方法については担当者と協議する。

(7) 使用許可の取り消し

当省は、以下に該当する場合は、使用許可の取り消しをすることができる。

① 国が使用財産を使用する必要が生じたとき。

② 暴力団又は暴力団員を業務統括者又は従業員としていることが明らかになったとき。

③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

④ 使用許可条件に違背したとき。(使用許可条件については「資料1」参照)

⑤ 本公募要領2. 及び3. で記載する諸条件及び提案時の事業者による提案に事前の協議なく著しく違反したとき。

⑥ 事業者が著しく社会的信用を損なう行為をし、設置事業者としてふさわしくないと当省が判断した場合。

(8) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、事業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、事業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

3. その他業務条件等

(1) 自己の業務上の取引に関して、経済産業省の名義を使用してはならない。

(2) 自らの責任において飲料等自動販売機を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も当省に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(3) 業務にかかる従業員(以下「従事者」という。)の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(4) 従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと及び当省に対して速やかに報告すること。

- (5) 当省の指示及び業務の遂行上知り得た当省の秘密に関する事項(書面等をもって提供した情報及び施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の機密性を保持し、これを業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。又、事業者は、自らの従事者に当該義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (6) 債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して当省に損害を与えた場合には、当省に対し一切の損害を賠償するものとする。
- (7) 自己の都合により業務を終了しようとするときは、事前に当省と協議の上、2ヶ月前に書面にて当省に通知し、当省の指示する方法により終了することができる。
- (8) 自ら提出した企画提案書等に基づき業務を適正に履行すること。また、業務の遂行に当たっては、当省の指示に従うこと。
- (9) 設置した飲料等自動販売機の転倒防止のために必要な措置を講じること。
- (10) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合には、営業許可を取得した後、飲料等自動販売機を設置すること。
- (11) 災害時フリーバンド対応とすること。
- (12) 故障及び商品の瑕疵等について、飲料等自動販売機利用者又は当省からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。連絡先はフリーダイヤル0120またはナビダイヤル0570、あるいは事務所等の固定電話とし、各販売機に当該番号を掲示すること。
- (13) 緊急的な連絡を要する場合に備えて、事業者担当者の緊急連絡先及びEmailアドレスを登録し、連絡できる体制を整えておくこと。なお、事業者担当者については日本語でのコミュニケーションがとれる者とする。
- (14) 担当者が求めた場合、飲料等自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額等を、また会計年度における業務に関する収支計算書を速やかに当省に提出すること。
- (15) 当公募要領で定めがない事項、また、企画提案書において提案がない細部の事項については当省及び事業者、双方協議の上決定することとする。

4. 企画提案書作成要領及び評価の観点

飲料等自動販売機を設置し、管理・運營業務を行うことを希望する者は、以下の項目に基づき、企画提案を行うものとする。

企画提案にあたっては、以下に掲げる(1)①～⑥、(2)①～⑤の各項目毎に日本語、A4判サイズ設定1枚程度で作成すること。様式・形式は任意とし、図や写真を利用して企画提案の内容をイメージしやすいものとする。

なお、以下の項目以外に提案したい事項、参考資料(パンフレット等)があれば、追加で添付すること。但し、日本語、A4判サイズ設定で5枚程度とすること。

(1) 利便性、サービス等について

① 取扱商品(商品の豊富さ、魅力的な品揃え等)

※取扱商品については、飲料等以外のものも含めることが可能。ただし、採択後実際に入れる商品については担当者と協議の上決定することとする。

② 商品の販売価格(販売価格の安さ、価格帯設定等)

③ 飲料等自動販売機の特徴等(機種及び特徴、使用可能なキャッシュレス決済の種類)

④ 商品の供給体制等(補充体制、頻度、商品切替等)

⑤ メンテナンス、アフターサービス等(クレーム対応、故障時対応、返金対応等)

⑥ 災害時等の対応について(災害時フリーベンドの対応評価等)

(2) 業務の実施体制について

① 省エネルギー対策、環境対策に係る取り組み(省エネの取組、機種の省エネ度、環境面における取組、設置機種の環境対策等)

② 安全管理、衛生管理(ゴミ箱の管理、定期的な清掃等)

③ 社会的信用(優良表彰、社会貢献活動、信用失墜行為の有無等)

④ 事務担当者の連絡体制(担当者人数、連絡手段、円滑に連絡が取れる体制等)

⑤ 1㎡あたりの国有財産使用料

(注: 国有財産使用料は、当省が算定した1㎡あたり年額51,600円(令和5年度単価、消費税抜き)以上とする。)

5. 応募の手続き

(1) 受付、提出期限

- ①提出期限: 令和5年11月2日(木) 12時
- ②提出期限までに下記「5. (2)、(3)」の書類をメールにて提出すること。
 - ・宛 先: bzl-refresh@meti.go.jp
 - ・メール件名: 【申請書】経済産業省飲料等自動販売機を設置し、管理・運営業務を行う者への公募申請
 - ・本文: 次の情報を記載
「社名」「所属(部署名)」「担当者氏名(ふりがな)」「担当者電話番号」
「担当者 mail アドレス」
 - ・添付: 下記「5. (2)、(3)」で記載の必要書類を添付
※容量が10MB を越える場合は、大容量ファイル交換サービスを使用するか、メールを分割して提出すること

(2) 提出書類

- ①申請書 (別添様式1) (5. (3)の添付資料含む)
- ②業務確約書(別添様式2)
- ③暴力団等に該当しない旨の誓約書(別添様式3)
- ④企画提案書(様式自由)

(3) 申請書について

別添様式1により作成し、以下の資料を添付すること。

- ①会社概要
- ②法人の場合、定款又はそれにかわるものの写し。個人の場合、住民票の写し。
- ③法人の場合、法人登記簿謄本。個人の場合、個人事業の開廃業等届出証明書の写し。
- ④営業経歴書
※令和4年度の国内流通総台数がわかる資料
- ⑤直近3か年分の決算書の写し
法人の場合: 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
個人の場合: 決算書等財産状態が確認できる書類
- ⑥法人税又は所得税及び消費税の納税証明書(未納のないことの証明)
- ⑦免許が必要な商品を取り扱う場合は、当該免許の写し
※公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のもの。

(4) 注意事項

- ①企画提案書等については、pdf 形式とし、A4判サイズ設定、日本語で作成のこと。
- ②提出された企画提案書等は、選定審査後も返却しない。
- ③企画提案書等の作成、提出及び本公募への応募にかかる費用は全て応募者の負担とする。
- ④当公募において知り得た一切の秘密は、当省の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ⑤事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って飲料等自動販売機を設置し、

管理・運営業務を行うものとする。ただし、諸事情の変化により、当省と協議の上で変更をする場合は、この限りではない。

- ⑥提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- ⑦提出された企画提案書等は、当公募における事業者選定の目的以外に使用しないものとする。

6. 事業者の選定方法について

以下の観点から総合的に審査を行い、缶・ペットボトル式(1者)、カップ式(1者)を事業者として選定する。選定の結果は当省ホームページにて公表する。

(1) 形式審査

前記4. 及び5. に基づかない申請書及び企画提案書等であるときは失格とする。

(2) 適合審査

申請書及び添付書類から、以下のいずれか1つに該当すると認められる者は失格とする。

- ①飲料等自動販売機を設置し、管理・運營業務を行う能力及び経験を有していない。
- ②税を完納していない。
- ③経営状況及び信用度が著しく悪化している、又は適正な業務履行が確保されない。
- ④暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているなど、「5. (2)③暴力団等に該当しない旨の誓約書」に該当する場合。

(3) 企画提案審査

申請書・企画提案書の内容につき、前記4. 評価の観点等に基づき審査を行う。

7. その他

(1) 公募に関する質問

- ①質問はメールで(2)の問い合わせ先に様式4を用い令和5年10月20日(金)まで、受け付ける。
- ②内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。
- ③質問内容及びその回答については、応募予定事業者全てに公開する。

(2) 問い合わせ先

経済産業省大臣官房会計課厚生企画室(剣持、柴田)
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 経済産業省 本館8階西6
E-MAIL: (bzl-refresh@meti.go.jp)

以上